

議案第15号

加西市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

加西市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のと
おり制定する。

令和8年2月26日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成7年加西市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 剣坂地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(審議資料)

剣坂地区農業集落排水処理施設を廃止し、東剣坂町及び西剣坂町の全域を公共下水道の処理区域とするため、所要の改正を行うもの。